

香川県条例第7号

香川県税条例等の一部を改正する条例

(香川県税条例の一部改正)

第1条 香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所得割に係る寄附金税額控除の対象)</p> <p>第33条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(以下「寄附金」と総称する。)のうち、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの</p> <p>(法人の均等割の減免)</p> <p>第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合</u>及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(所得割に係る寄附金税額控除の対象)</p> <p>第33条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次に掲げる寄附金とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、所得税法(昭和40年法律第33号)第78条第2項第2号<u>及び第3号</u>に掲げる寄附金(同条第3項の規定により<u>特定寄附金とみなされるものを含む。</u>)並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(以下「寄附金」と総称する。)のうち、県民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの</p> <p>(法人の均等割の減免)</p> <p>第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合</u>及び敷地分割組合、地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人(以下「特定非営利活動法人」という。)のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。</p> <p>2～4 略</p>

(香川県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 香川県税条例の一部を改正する条例(平成19年香川県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(信託法の制定に伴う県民税及び事業税に関する経過措置)</p> <p>7 新条例第39条及び第42条の規定は、附則第1項の規則で定める日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、<u>新法信託及び公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く。</u>）については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(信託法の制定に伴う県民税及び事業税に関する経過措置)</p> <p>7 新条例第39条及び第42条の規定は、附則第1項の規則で定める日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあっては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第109号）第3条第1項、第6条第1項、第11条第2項、第15条第2項、第26条第1項、第30条第2項又は第56条第2項の規定により同法第3条第1項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあっては同日前に遺言がされたものを含み、新法信託を除く。）については、なお従前の例による。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中香川県税条例第33条第2号の改正規定及び次項の規定は、令和9年1月1日から施行する。
- 2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における第1条の規定による改正後の香川県税条例第33条第2号の規定の適用については、同号中「掲げる寄附金」とあるのは、「掲げる寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。